

唐津市告示第 2 2 3 号

令和 4 年度唐津市地域づくりクラウドファンディング活用補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 6 月 2 1 日

唐津市長 峰 達 郎

令和 4 年度唐津市地域づくりクラウドファンディング活用補助金交付 要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の地域づくり団体が実施する地域づくりのための取組に要する資金調達をクラウドファンディングにより実施する場合に支払う手数料に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 4 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを経由して不特定多数のものから資金を調達する仕組みをいう。
- (2) プロジェクト 寄付型又は購入型のクラウドファンディングを利用し、資金を調達して実施する計画をいう。
- (3) オールオアナッシング型 プロジェクトのうち、目標金額を達成した場合のみ事業を実施する方式をいう。
- (4) 地域づくり団体 次のアからエまでのいずれにも該当する組織をいう。

ア 市内に住所を有する者（以下この号において「唐津市民」という。）5 人以上を含む団体であって、その構成員の半数以上が唐津市民又は市内に通勤し、若しくは通学している者であること。

イ 市内に事務所又は活動拠点があること。

ウ 1年以上継続した活動を行っていること。

エ 会則、規約等に基づき運営され、会計処理を適正に行っていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、地域づくり団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域づくり団体が実施するプロジェクトに要する経費について、クラウドファンディングを活用して行う資金調達とする。ただし、クラウドファンディングによる資金調達が成功した場合に、確実に実施されるプロジェクトに係るものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 特定の宗教活動及び政治活動を目的としたもの

(2) 公序良俗に反するなど地域活動として適当でないと認められるもの

(3) 専ら営利を目的とする事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的に適合しないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域社会の総合的な充実を図り、持続可能な地域の実現を目的に実施する地域課題解決のためのプロジェクトを実施するための資金調達に必要となるクラウドファンディング利用手数料とする。ただし、プロジェクトは、オールオアナッシング型に限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請及び提出期限)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、クラウドファンディングの募集を開始する日の14日前までに、唐津市地域づくりクラウドファンディング活用補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) クラウドファンディング概要書(第2号様式)
- (2) 地域づくり団体概要書(第3号様式)
- (3) 地域づくり団体の定款、規約又は会則の写し
- (4) 地域づくり団体名簿
- (5) 地域づくり団体の直近1年間の決算書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 同一の補助対象者による申請は、同一会計年度内に1回を限度とする。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けて補助対象事業を行うもの(以下「補助決定団体」という。)が事業の変更を行うときは、唐津市地域づくりクラウドファンディング活用補助金交付変更申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更のない場合で、補助の目的及び効果に影響を及ぼさない程度の事業計画の細部の変更については、この限りでない。

- (1) クラウドファンディング変更計画書(第5号様式)
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業計画の変更が分かる資料
(実績報告)

第9条 補助決定団体は、募集期間終了後速やかに唐津市地域づくりクラウドファンディング活用補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) クラウドファンディング実績書(第7号様式)
- (2) クラウドファンディングによる資金調達が確認できる書類
- (3) クラウドファンディング利用手数料の支払が確認できる書類

2 前項に規定する事業実施報告書の提出期限は、クラウドファンディングによる資金調達完了後30日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までとする。
(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象事業の内容が交付申請の内容と著しく異なるとき。
- (3) 令和4年度内に補助対象事業が完了しなかったとき。
- (4) プロジェクトを実施しなかったとき。

(関係書類の整備及び保管)

第11条 補助決定団体は、補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(プロジェクト実施状況の報告)

第12条 市長は、補助対象事業の効果を確認するため、必要に応じ、補助決定団体に対し当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

(公表)

第13条 市長は、補助決定団体の名称、代表者、プロジェクト概要及び成果について、地域振興策の実例として公表することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度に行う補助対象事業に適用する。